

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 8 月 10 日

支出負担行為担当官代理

気象庁次長 阿部 竜矢

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している高層風分析システム(以下、「本システム」という。)の設定変更等を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作並びに業務ソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 高層風分析システム設定変更及び接続調整
- (2) 業務内容 本システムの設定変更
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日 (金)

3 業務目的

本システムについて、新たに接続する庁内システム向けの配信に係る設定変更等を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本システムが、ウィンドプロファイラデータの処理及び各種プロダクトの作成を行う重要な機器であることを理解し、ウィンドプロファイラ観測業務に支障を与えないように作業を行うことができる技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本システムの性能・機能仕様を理解し、別添仕様書に示す個々の要件を満足するような作業を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

オンラインによるデータ処理及び制御監視処理を行う業務処理プログラムの製作実績を有すること。また、本システムと同種のシステムの保守及び運用支援の実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 武本 幸子

電話 03-6758-3900（内線 2523）

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年8月10日（月）から令和8年8月31日（月）まで（1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年9月1日（火）17時まで（1）に同じ。原則として電子メールにより提出すること。（Email：kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。